

# 令和元年度の行政評価等について



事務事業評価（30年度）における事業課ヒアリングの様子

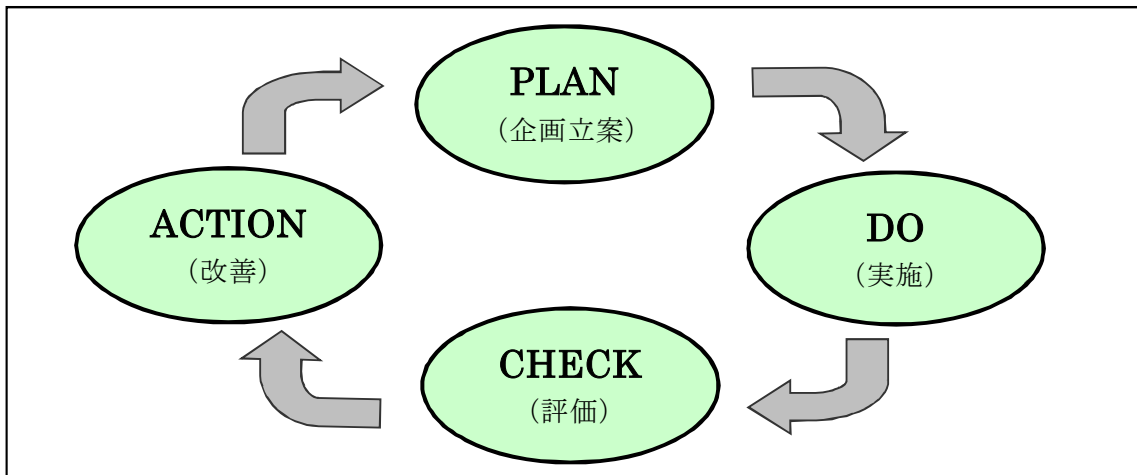
## I 概要

行政評価とは、行政機関の活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。

行政が実施する政策、施策及び事務事業について、「いかに成果があがったか」、「いかに効率的な行政サービスを提供できたか」という視点から客観的に評価を行います。

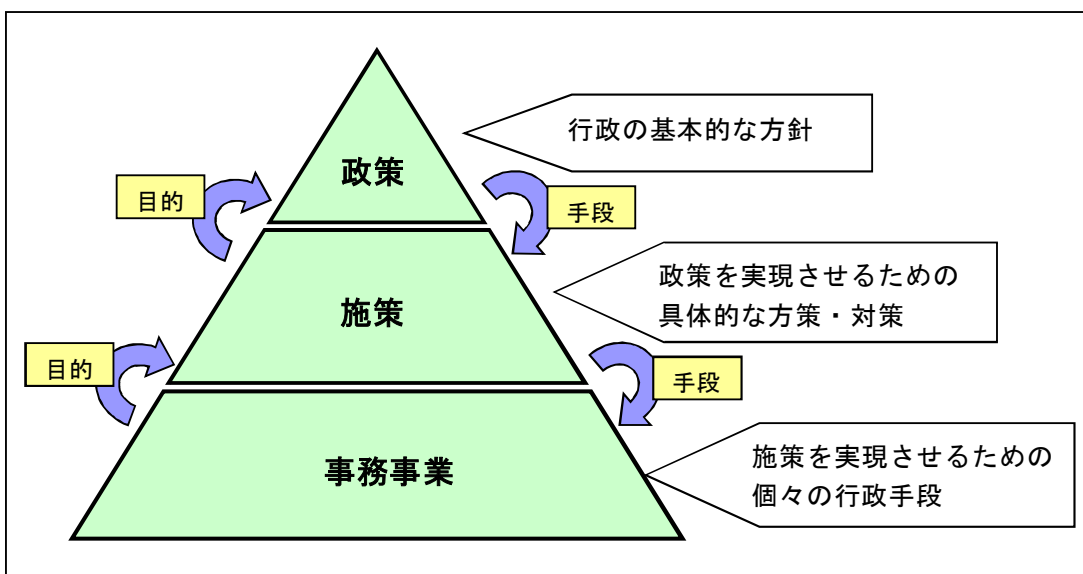
本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図ります。

### 【行政評価を取り入れた行政サイクル】



一般的に行政活動は、「政策」－「施策」－「事務事業」という三層構造でとらえることができ、これらが相互に「目的」－「手段」の関係を持ちながら一つの体系を形成しています。

### 【行政活動の三層構造】



## II 令和元年度の行政評価

### 1 行政評価の対象及び実施年度等

#### (1) 行政評価の対象

総合計画に掲げる政策、施策及びこれらに基づき実施する事務事業

#### (2) 実施年度等

##### ① 第四次総合計画期間

年度	区分		評価事業数等
16	事務事業評価	内部評価	482
17			367
18	事務事業評価	内部・外部評価	304(外部:34 内部:270)
19			350(外部:38 内部:312)
20			266(外部:36 内部:230)
21	政策・施策評価	外部評価	外部:6政策・21施策

##### ② 第五次総合計画期間

年度	区分		評価事業数等
24	事務事業評価	内部・外部評価	181(外部:35 内部:146)
25			198(外部:32 内部:166)
26			211(外部:32 内部:179)
27	施策評価	外部評価	外部:24施策
28	-	-	
29	事務事業評価	内部・外部評価	81(外部:12 内部:69)
30			85(外部:13、内部:72)
元	政策・施策評価	外部評価	外部:6政策 24施策
2・3	-	-	

### 2 令和元年度の評価

令和元年度は、次期総合計画策定の検討に活用するため、事務事業の上位に位置づけられる政策及び施策について評価を行う。

政策・施策評価の対象となる「政策」及び「施策」は、以下のとおりとする。

- (1) 政策 総合計画基本構想に示す基本目標をいう。(6政策)
- (2) 施策 総合計画基本計画に示す各編ごとに章立てした施策をいう。(24施策)

# 総合計画の体系図

総合計画策定の前提

**時代の潮流**

- ◆ 少子高齢化の進行と人口減少局面への移行
- ◆ グローバル化の進展
- ◆ 地球レベルでの環境問題の進行
- ◆ 自主的・自立的なまちづくりの気運の高まり

**本市の特性**

- ◆ 愛着や誇りにつながる個性あふれる歴史や文化
- ◆ 東アジアに近接する陸・海・空の交通結節点
- ◆ 多彩で豊かな自然と多様な都市機能の集積

**将来推計**  
(人口、財政)

## 基本構想 (平成24年度～33年度)

都市像 **人・まち・みどり**

**基本目標**

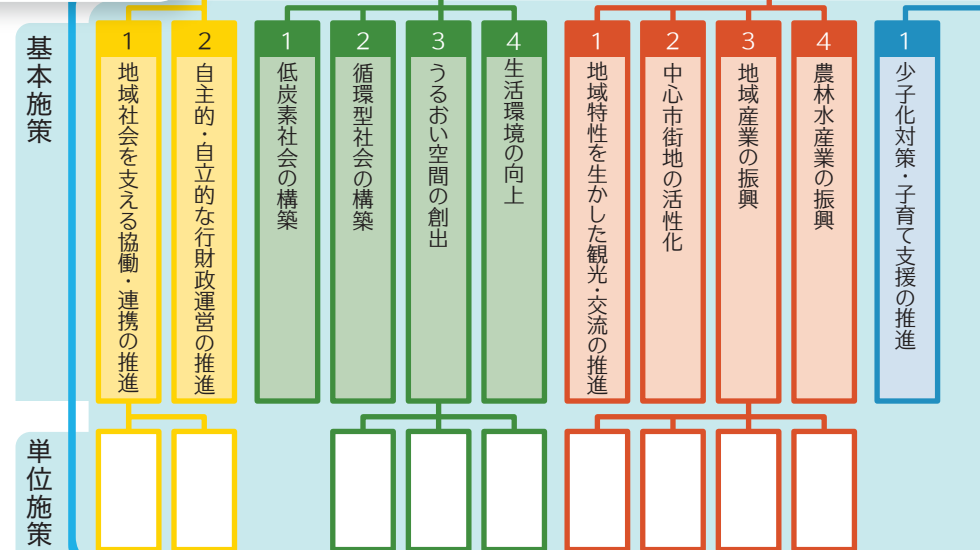
②

水と緑が輝く  
人と地球にやさしいまち  
【うるおい環境政策】

③

人が行き交う  
魅力とにぎわいあふれるまち  
【にぎわい交流政策】

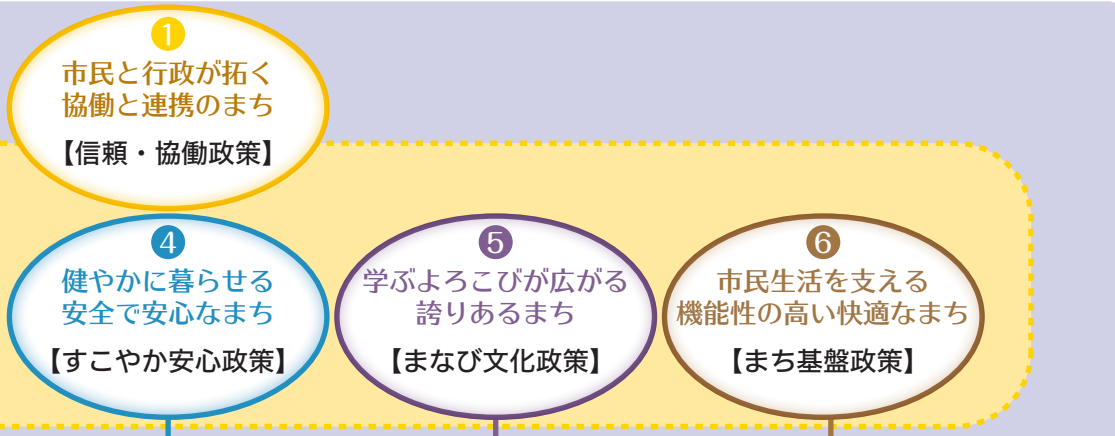
## 後期基本計画 (平成29年度～33年度)



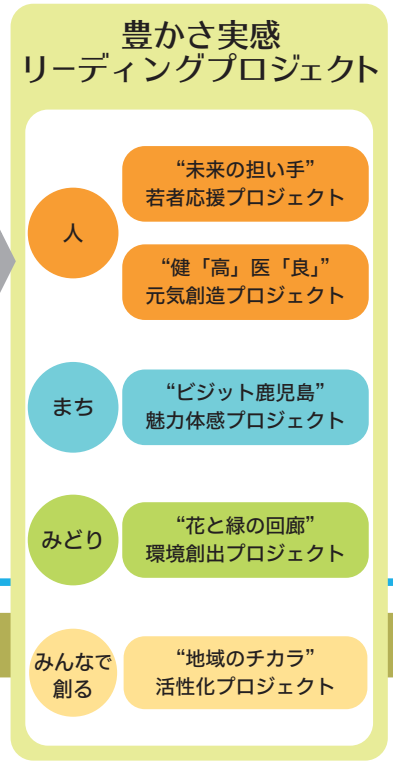
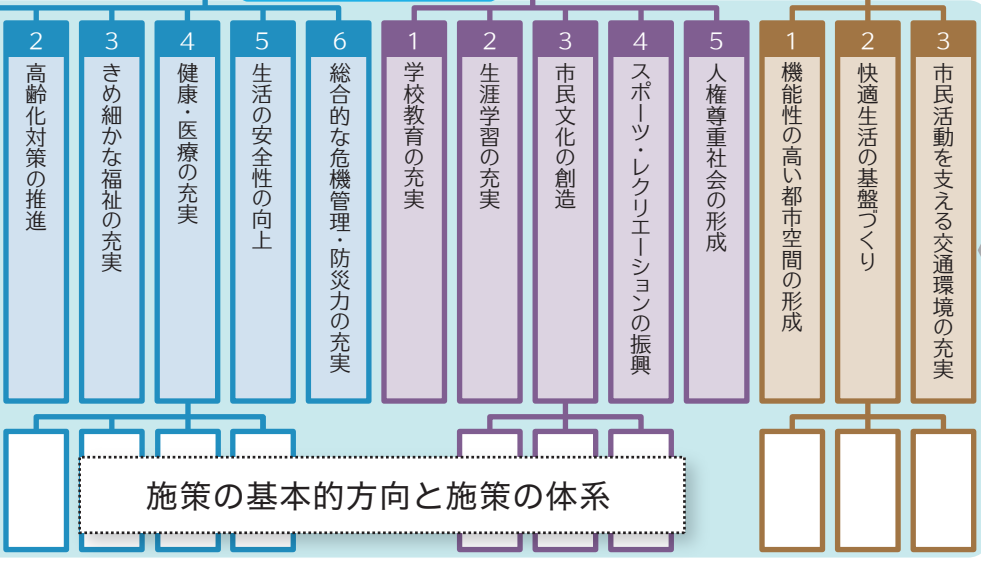
## 実施計画

事業

# みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま



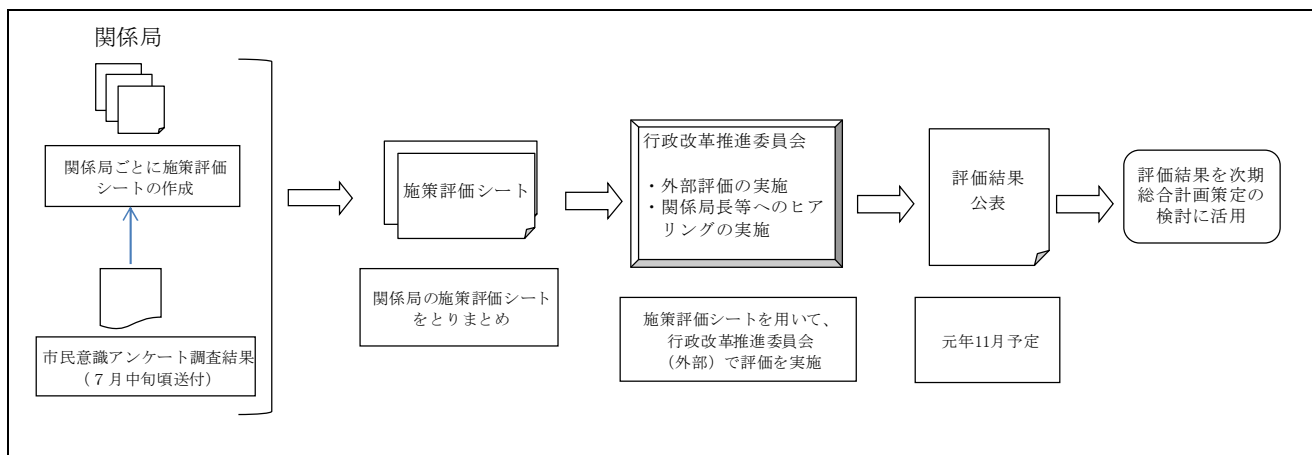
## 基本目標別計画



実施する事業

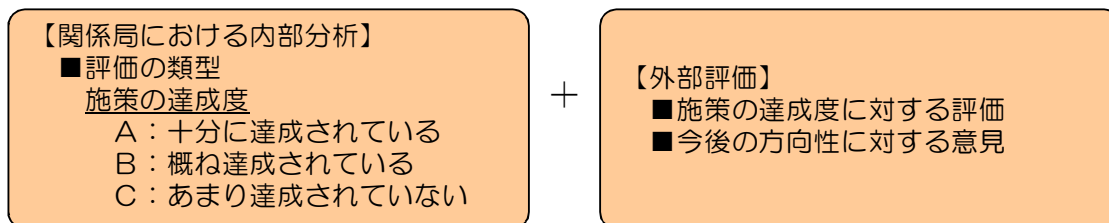
### 3 評価方法

- (1) 施策毎に関係の深い局において、各指標の達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に内部分析を行い、施策評価シート（関係部分）を作成する。
- (2) 施策評価については、関係局から提出された施策評価シートをとりまとめ、関係局長等も出席のうえ、行政改革推進委員会において外部評価ヒアリングを行う。
- (3) 政策評価については、構成する施策評価（内部分析＋外部評価）を踏まえ、事務局でとりまとめの上、行政改革推進委員会において、評価及び今後の政策展開に対する意見を聴取して行う。
- (4) 評価結果については、次期総合計画策定の検討に活用する。



### 4 評価の構成

#### (1) 施策評価



政策毎に集約

#### (2) 政策評価

- 政策を構成する施策の状況
- 行政改革推進委員会における評価・意見

## 5 関係局・スケジュール等

### (1) 関係局

関係局選定の考え方（27年度前期基本計画の施策評価と同じ）

次の①、②により、施策ごとに1～3局を選定

- ① 施策に関連する事業の所管数
- ② 指標に関連する事業の所管の有無

政策・施策名	総務	企画 財政	危機 管理	市民	環境	健康 福祉	産業	観光 交流	建設	消防	市立 病院	交通	水道	船舶	教育 委員会	計	
<b>I 市民と行政が拓く 協働と連携のまち</b>																	
1 地域社会を支える協働・連携の推進		○		○													2
2 自主的・自立的な行財政運営の推進	○	○															2
<b>II 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち</b>																	
1 低炭素社会の構築					○												1
2 循環型社会の構築					○												1
3 うるおい空間の創出					○				○								2
4 生活環境の向上					○												1
<b>III 人が行き交う 魅力とにぎわいあるまち</b>																	
1 地域特性を生かした観光・交流の推進	○							○									2
2 中心市街地の活性化							○	○									2
3 地域産業の振興							○										1
4 農林水産業の振興							○										1
<b>IV 健やかに暮らせる 安全で安心なまち</b>																	
1 少子化対策・子育て支援の推進						○											1
2 高齢化対策の推進						○											1
3 きめ細かな福祉の充実						○											1
4 健康・医療の充実						○											1
5 生活の安全性の向上			○														1
6 総合的な危機管理・防災力の充実			○							○							2
<b>V 学ぶよこびが広がる 誇りあるまち</b>																	
1 学校教育の充実															○		1
2 生涯学習の充実															○		1
3 市民文化の創造				○											○		2
4 スポーツ・レクリエーションの振興								○									1
5 人権尊重社会の形成				○													1
<b>VI 市民生活を支える 機能性の高い快適なまち</b>																	
1 機能性の高い都市空間の形成									○								1
2 快適生活の基盤づくり									○				○				2
3 市民活動を支える交通環境の充実		○							○			○					3
合計	2	3	2	3	4	4	3	3	4	1	0	1	1	0	3		34

※網掛け部分は、27年度からの変更点

### (2) スケジュール

時 期	概 要
4月15日	・政策・施策評価説明会
4月～7月	・各課による事務事業データ作成 ・関係局による内部分析実施（施策評価シートの作成）
7月中旬	・施策評価シート集約
7月下旬～8月中旬	・行政評価部会・幹事会確認 ・市長・副市長へ施策評価シートによる内部分析結果の報告
8月～10月	・行政改革推進委員会（外部）において関係局ヒアリングの実施 ※関係局長等出席
11月	・行政評価（政策・施策評価）報告書を市長へ提出 ・評価結果の公表、次期総合計画策定の検討に活用

### (3) 評価結果の公表

HP、市政情報コーナー、各支所等で公表



(参考)

1 外部評価（行政改革推進委員会）

(1) 30年度評価結果及び改善状況（総括表）

区分	評価区分	事業数	対応済み	時間を要す事業
外部評価	見直し	8	4	4
	廃止	1	1	0
	継続	4	-	
	計	13	5	4

(2) 改善状況

① 見直し等の評価を受けた事業のうち、現時点で改善等を行ったもの（5事業）

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	主な見直し内容
見直し	4	環境管理事業所サポート事業	環境管理事業所制度は、環境負荷の低減及び環境問題への意識向上を図るために必要であるが、認定事業所数が目標値と乖離していることから、より利用しやすい制度となるよう見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理事業所の認定を受けている事業所が同制度を利用しやすいよう、制度の拡充を図り、年間の補助件数を増やした。</li> <li>①制度の拡充               <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象設備の拡充(5種類→15種類)</li> <li>従前のLED照明器具、日射調整フィルム等に加えて、エアコンディショナー、エネルギー管理システム、高日射反射率塗料、デマンド監視装置、シーリングファンなどを追加した。</li> <li>交付対象者の拡充(要件の緩和)</li> <li>建物は、自社所有の場合だけでなく、所有者の同意があれば賃貸でも可とした。</li> </ul> </li> <li>②補助件数の増               <ul style="list-style-type: none"> <li>11件(30年度)→20件(31年度)</li> </ul> </li> </ul>
		かごしまソフトバレーボール大会の開催	大会参加者数が目標値に達していないほか、県外からの参加者数も少なく、観光交流の促進に効果的な事業と認められないが、地域間交流には一定の意義もあることから、事業のあり方を含めて取組内容や広報の方法等を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当実行委員会と今後の事業のあり方について協議し、大会開催に係る費用を抑えるよう運用の見直しを行う。</li> <li>今回の評価内容を受けて、市民のひろばへの掲載やランニング桜島大会の会場へのチラシ設置等、市の方からも積極的にソフトバレー大会について広報を行っている。</li> <li>ソフトバレー連盟を通して他県の大会、競技者へPRを行い、県外の参加者の増を図る。</li> </ul>
		特定健康診査・特定保健指導事業	生活習慣病を予防し、医療費の適正化を図るために必要な事業であるが、受診率や保健指導の実施率が低いことから、向上が図られるよう、広報周知等の対策を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診未受診者に係る受診勧奨通知の年代別の発送方法の変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>40歳代・50歳代 圧着はがき</li> <li>60歳代・70歳代 情報提供票を同封した封書</li> <li>予算額(全体) 5,905,440円(業務等委託料)</li> </ul> </li> <li>年度当初に特定健診受診勧奨の実施(5月末発送)               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者:今年度末までに40歳になる被保険者</li> <li>昨年度4月～7月の健診受診者及び国保新規加入者のうち40歳代・50歳代の被保険者</li> <li>予算額 226,800円(印刷製本費)※予算増</li> <li>157,500円(役務費)※予算増</li> </ul> </li> </ul>
見直し	5	サンエールフェスタの開催	男女共同参画社会の実現のために必要な事業であるが、参加者数が減少していることから、企画、広報、運営など、早い段階から生涯学習課や参加団体等との情報共有、連携強化に取り組むなど、見直しを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催方法の統一(男女共同参画推進課:実行委員方式、生涯学習課:直営→両課合同でサンエールフェスタ実行委員会を企画・運営)(男女共同参画実行委員関係謝金195,200円→104,000円)※イベント全体の企画・運営を実行委員方式とすることにより、参加者の増、若者・男性の利用増が期待できる。</li> <li>講演会数の変更(男女共同参画推進課1回、生涯学習課2回、計3回→両課合同で1回)(講演会講師委託料:両課合算額1,765,000円→1,700,000円)</li> <li>合同実施イベントの増(現行:イベント毎に担当課が決まっており、分担して開催しているため、共同開催にもかかわらず連携・協働体制が不十分である。→変更後:両課合同の実行委員会で企画運営することで連携・協働体制の強化を図る。)</li> <li>開催期間の変更(現行:金曜日～日曜日の3日間→変更後:日曜日から日曜日の8日間)※メインイベントを日曜日に行うことで、働いている方も参加しやすい日程とした。(現行は、金曜日にもメインイベントが開催されており、働いている方の参加が難しい。)</li> </ul>
		電動アシスト自転車普及促進事業	補助開始から10年が経過し、低価格帯の電動アシスト自転車も販売され、普及が進んでおり、事業の必要性が低下していることから、当事業は廃止すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度をもって事業を終了した。</li> </ul>
計	5			



② 対応に時間を要するもの（4事業）

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	改善状況等
見直し	4	電気自動車普及促進事業	<p>自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減のために必要な事業であるが、電気自動車の購入に係る市の補助の効果が不明である。</p> <p>また、電気自動車の普及促進が進むためには、充電スタンド等のインフラ整備が必要であることや国も同様の補助を行っていることから、市の補助のあり方について見直すべきである。</p>	<p>電気自動車の充電スタンド等のインフラ整備については、本市では環境学習の拠点施設である「かごしま環境未来館」に急速充電器を設置している。また、市内で一般に使用できる充電設備は、75箇所101基（31年1月時点）であり、5年前と比べると19倍に増えている状況である。</p> <p>※25年9月－4箇所6基、31年1月－75箇所101基</p> <p>商業施設、宿泊施設、事業所、共同住宅等の充電設備については、補助率が高い国の補助制度（補助率：1/2、2/3、定額）がある。</p>
		環境対応車普及対策補助事業	<p>市内事業者による環境対応車の導入推進を図るために必要な事業であるが、実績台数が少なく、環境対応車の普及が促進されているとは判断しがたいことから、補助制度が効果的に利用されるよう見直すべきである。</p>	<p>補助制度が効果的に利用されるよう、30年度より広報周知を強化しており、元年度も引き続き補助制度の周知広報に努める。</p> <p>【30年度新規広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電設協会等11団体（会員908社）へのチラシ送付</li> <li>・省エネルギー相談地域プラットフォームセミナーでのチラシ配布</li> <li>・地熱シンポジウムin鹿児島でのチラシ配布</li> <li>・商工会だよりとチラシ同送（1,700部）</li> <li>・鹿児島ユナイテッドFC場外ブースでのチラシ配布</li> <li>・中央駅市民サービスステーションへのチラシ設置</li> <li>・食品製造系78社及び16団体へのチラシ送付</li> <li>・市委託清掃事業者17社との勉強会でのチラシ配布</li> <li>・東別館市民ギャラリーへのチラシ設置</li> <li>・県トラック協会講演会でのチラシ配布</li> <li>・消費生活エキスポでのチラシ配布</li> <li>・関係団体等への電話広報</li> </ul>
		近代文学館・メルヘン館管理運営事業	<p>文学の振興及び文化の向上を図るために必要な事業であるが、観覧者数が減少傾向にあることから、展示やイベント内容の改善や広報周知の工夫など、見直しを行うべきである。</p>	<p>入館者増に繋げるために、赤ちゃんが生後3ヶ月になる頃に市が送付している「赤ちゃんセット」に館の案内を入れてもらうよう依頼した。（元年7月以降配布予定）</p> <p>今後は特別企画展や企画展を行わない期間にも、集客力のあるイベントの実施を検討する。</p> <p>館をより多くの人に知ってもらうために、オリジナルグッズの充実を検討する。</p>
		ビーチバレーボール大会の開催	<p>県外からの参加も多く、スポーツ性だけでなく観光交流との2面性が両立して見込めるなど、必要な事業であるが、参加チーム数、参加者数とも減少しており、広報周知策や運営方法を見直すべきである。</p>	<p>広報周知策については、市民のひろば等、各種媒体を積極的に活用し、参加者の増加に繋がるよう対策を図ることとしている。</p>
計	4			

## 2 内部評価（行政改革推進本部行政評価部会・同幹事会）

### (1) 30年度評価結果及び改善状況（総括表）

区分	評価区分	事業数	対応済み	時間を要す事業
内部評価	見直し	13	3	10
	継続	59	-	
	計	72	3	10

### (2) 改善状況

#### ① 見直し等の評価を受けた事業のうち、現時点で改善等を行ったもの（3事業）

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	主な見直し内容
見直し	3	天文館ミリオネーションの開催	冬のイベント「天文館ミリオネーション」を開催することは、冬季の滞在型観光の推進を図るため、必要な事業であるが、天文館全体のイベントとして発展するよう会場周辺の通り会の新たなイベントの掘り起しなど、より事業効果が高まるように見直すべきである。	・天文館ミリオネーション開催期間中に、会場周辺の通り会に加え、新たにピラモールとも連携し、特別ゲストによる「光のパフォーマンスショー」やLEDランプを製作するワークショップ等を開催し、イベントの更なる魅力向上を図った。 ・これまで実施してきたスタンプラリーについては、メイン会場や誘導エリア周辺のほか、新たに東千石町周辺などの店舗を加え、対象店舗数を拡充することで、天文館地区全体の賑わいの創出や回遊性の向上を図った。
		遊休農地活用推進事業	遊休農地の現状把握や活用促進を行うことは、遊休農地の再生や発生防止を図るため、必要な事業であるが、解消面積が目標値に達していないことから、農業委員会と連携して、新たな解消策に積極的に取り組むなど、見直すべきである。	・市民農園整備事業（拡充） 市民農園の整備に要する経費に対し助成 R元年度補助金：934千円（個人が開設する場合も新たに対象） ・農業委員会と連携した取り組み H30年度に引き続き、農業委員会と連携し、約10ha／年度の遊休農地解消を目指す。（遊休農地の情報共有化、農業委員等による事業PR、遊休農地情報のカルテ作成等） H30年度の遊休農地解消面積 12.4ha ・遊休農地の再生利用（よみがえれ農地事業）（拡充） 対象者及び事業主体について、新たに法人等も位置付ける。 H30年度の対象者：農業者 ・農地流動化対策事業 認定農業者及び新規就農者等が行う農地の貸借に対する助成 R元年度補助金：3,578千円（H30年度：3,032千円） ・農地中間管理機構集積協力金交付事業 担い手への農地の集積・集約化に対する助成 R元年度交付金：1,362千円（H30年度：600千円）
		すこやか長寿まつりの開催	高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するために必要な事業であるが、参加者の少ない種目等もあることから、ニーズの把握に努め、より多くの市民に参加を促すような事業内容に見直すべきである。	・参加者が募集定員を下回っている種目を中心に、広報活動をさらに強化するとともに、参加者増を図るため、新たに知名度のあるタレント等を活用したイベント内容を盛り込むなど、事業内容の一部を見直した。 (見直し内容) ・チラシ作成費 (30年度)22,000枚×4円＝88,000円 (元年度)44,000枚×4円＝176,000円 ・ウォークラリー大会出演者出演料 (30年度)なし (元年度)40,000円
計	3			

② 対応に時間を要するもの（10事業）

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	改善状況等
見直し	10	観光かごしま大キャン ペーン推進事業	県や関係自治体と連携して、観光客誘致を図るため、必要な事業であるが、負担金支出について見直すべきである。	・今後の負担金のあり方について、現在、県と協議中
		合宿・大会誘致推進補助事業	県外の大学生を誘致することは、本市の観光振興等に資するため必要な事業であるが、総宿泊数が目標に達していないことから、団体数や1団体あたりの宿泊数が増加するよう、誘致活動を効果的なものに見直すべきである。	・平成27年度から大会参加についても補助対象となっているが、補助実績は毎年度1大会である（西日本サッカーフェスティバル）。 ・本市で開催されている大会に参加しているにも関わらず、補助申請を行っていないケースが予想されることから、令和元年度は、大会開催情報を事前に把握し、補助制度の周知に努め、本市での継続開催を推進する。
		観光農業公園管理運営事業	豊かな農村地域を活かしたグリーン・ツーリズムの拠点施設を維持管理するために必要な事業であるが、より効率的に運営ができるよう、指定管理者制度導入に向けて取り組みむべきである。 また、来園者数が目標値に達していないことから、来園者数増につながるイベントや情報発信に取り組むべきである。	・指定管理者制度導入については、30年度に引き続き、候補となる民間事業者等の情報収集に加え、訪問等による意見交換を行いながら、情報の整理・課題抽出を行い、令和元年度は導入の可否について検討する。
		頑張る商店街支援事業	商店街でのイベント開催等へ助成することは、商店街の活性化を図るために必要な事業であるが、補助期間の終了後に商店街等が自立した運営ができるような事業のあり方や支援のあり方に見直すべきである。	・総合支援型を活用している商店街には、補助期間終了後に自立した運営ができるよう引き続き指導を行う。 ・当事業を活用して実施したイベントの来場者数の報告に加え、今後、商店街からの事業実績書に改善点等を記入する欄を設け、商店街自らが事業効果等を検証し、次回事業に検証結果を反映させる仕組みとする。
		農村女性等活動支援事業	農村地域の活性化を図るために必要な事業であるが、グループが固定化しているため、新規グループの結成促進に取り組むこと。 また、加工品数や売上高の推移をみながら、段階的な補助率の減など、必要な見直しを行うべきである。	・県、農協等から未加入グループの情報収集を行い、新たなグループの加入促進や既存グループの新たな会員の増加に向けた取り組みを行う。 ・農村女性等グループによる農産加工などの6次産業化の推進や地域農林水産物の消費拡大などのPR活動は、直接農村地域の活性化や農業振興に結びつくものであることから引き続き支援を行う。
		受精卵移植事業	肉用牛、乳用牛の資質改善を行うことは、畜産経営の安定を図るために必要な事業であるが、受精卵の移植が無料であるため、受益者負担の観点から、費用負担のあり方を検討し、負担基準を設けるなど、見直しを行うべきである。	・TPPや日欧EPAの発効に伴い、畜産経営の見通しが不透明であることと令和4年度に本県で開催される全国和牛能力共進会に向け、県全体として資質向上に取り組む必要があることから、当面、本事業は継続して実施する。 ・本事業に係る技術は特殊な技術であるため、人材育成とスキルアップを図る必要があり、技術者育成には時間を要する。 ・研修会を継続して実施し、技術者の確保を図っている状況であり、令和4年度の全国和牛能力共進会終了後を目途に、外部委託や受益者負担を含めた方向性を検討する。
		高齢者のしおり作成事業	高齢者の保健福祉サービス等に関する情報を提供し、適切なサービス利用につなげていくために必要な事業であるが、冊子の作成にあたっては、広告掲載や民間との協働による作成など、効率的・効果的な手法へ見直すべきである。	・広告掲載や民間の協働による作成などを検討する予定であり、発行部数等の見直しで予算の縮減を図った。 (発行部数:28,000部→23,000部) 【内訳】( )はH29年度の予算金額 増減 需用費 2,003千円(2,493千円) △490千円 役務費 205千円( 110千円) 95千円 合計 2,208千円(2,603千円) △395千円
		ゆうあいガイドブック作成事業	障害福祉サービス及び各種制度等をまとめて障害者やその家族等に周知するために、必要な事業であるが、冊子の作成にあたっては、広告掲載や民間との協働による作成など、効率的・効果的な手法へ見直すべきである。	・広告掲載や民間との協働による作成など、効率的・効果的な手法を検討する。
		市民福祉手当(障害者・児)支給事業	重度障害者(児)の福祉の増進を図るために必要であるが、重度障害者については、支援制度の充実が図られてきていることから、制度のあり方について検討し、見直しを行うべきである。	・制度改正について、課題や根拠の整理を行う。
		私立幼稚園等の運営に対する助成事業	私立幼稚園等における職員の資質向上や教育及び保育内容の充実のために、必要な事業であるが、研修費補助など、趣旨に合致した使われ方がなされているか検証し、見直すべきである。	・研修費補助等の使途の確認方法や補助の見直しにあたっては、関係団体との調整が必要であり、改善に時間を要する。検証方法について、今後も関係団体と協議し、検討する。
計	10			

### 3 鹿児島市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るために行政評価を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 総合計画の基本構想に示す基本目標をいう。
- (2) 施策 総合計画の基本計画に示す基本施策をいう。
- (3) 事務事業 総合計画の事務事業体系表に記載された事業のうち、政策的要素の強いものをいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、政策、施策及び事務事業とする。

(行政評価の種類)

第4条 行政評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政策・施策評価
- (2) 事務事業評価

(行政評価の実施方法)

第5条 行政評価の実施方法は、次の各号に掲げる行政評価の種類に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 政策・施策評価 事業担当局による分析を踏まえて、第8条に定める第三者機関の評価により行うものとする。
- (2) 事務事業評価 事業担当課における一次評価及び一次評価の結果を踏まえて、総務局長、企画財政局長、総務局総務部長、企画財政局企画部長及び企画財政局財政部長により構成する行政改革推進本部行政評価部会が行う二次評価により行うものとする。

(結果の公表)

第6条 行政評価の結果については、公表するものとする。

(結果の活用)

第7条 政策・施策評価は、新たな総合計画の策定の検討に活用するものとし、事務事業評価は、総合計画の進行管理に活用するとともに、予算編成作業に反映させるものとする。

(第三者による評価)

第8条 行政評価の客観性及び透明性を高めるための第三者による評価は、別に定める鹿児島市行政改革推進委員会が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。